



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*101 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課)
- \*102 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 ( " )

### ○ 教育委員会規則

- \*33 学校教育法施行細則の一部を改正する規則
- \*34 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
- \*35 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則
- \*36 教育職員の免許状に関する規則等の一部を改正する規則
- \*37 技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- \*38 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

## 規 則

### 和歌山県規則第101号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則(平成7年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

### 和歌山県規則第102号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項及び第2項中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第33号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条の9」を「第19条」に改める。

第2条中「第83条第2項」を「第134条第2項」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改め、同条第2号中「第7条の2第1項」を「第10条第1項」に改める。

第3条中「第23条第8号」を「第23条第9号」に、「第6条」を「第7条」に改める。

第5条中「第7条の6」を「第14条」に改める。

第7条中「第7条」を「第9条」に改める。

第8条中「第5条、第7条の3及び第7条の5」を「第6条、第11条及び第13条」に改める。

第9条第1項中「第31条」を「第40条」に、「第40条」を「第49条」に改める。

別記様式備考3中「B5」を「A4」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

### 和歌山県教育委員会規則第34号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第48条」を「第63条」に改める。

第7条の2第1項中「第51条の10」を「第71条」に改め、同条第2項中「第57条の4第1項」を「第87条第1項」に改める。

第7条の4中「第21条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第9条中「第12条の3及び第12条の4」を「第24条及び第25条」に改める。

第14条の2中「第50条第1項」を「第60条第1項」に改める。  
 第21条中「第59条及び第60条」を「第90条及び第91条」に改める。  
 第24条の2第3項中「第65条第1項」を「第104条第1項」に、「第44条又は第65条第2項」を「省令第59条及び第104条第2項」に改める。  
 第26条第1項中「第23条第1項」を「第24条第1項」に改める。  
 第27条第1項中「第63条第3号」を「第95条第3号」に改める。  
 第31条第1項中「第15条第1項各号」を「第28条第1項各号」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成19年12月26日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第35号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成19年12月25日  
 和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則  
 和歌山県立特別支援学校規則(昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
 第4条中「第48条」を「第63条」に改める。  
 第7条中「第21条第1項」を「第34条第1項」に改める。  
 第12条中「第12条の3及び第12条の4」を「第24条及び第25条」に改める。  
 第17条の2中「第76条第1項」を「第82条」に、「同法第28条」を「法第37条」に改める。  
 第35条第1項中「第63条第3号」を「第95条第3号」に改める。  
 第38条第1項中「第15条第1項各号」を「第28条第1項各号」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成19年12月26日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第36号

教育職員の免許状に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成19年12月25日  
 和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
 教育職員の免許状に関する規則等の一部を改正する規則  
 (教育職員の免許状に関する規則の一部改正)  
 第1条 教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。  
 第14条第1項第2号オ中「第70条の8」を「第121条」に

改める。  
 (教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)  
 第2条 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第37号)の一部を次のように改正する。  
 附則第2項中「第69条の2第3項」を「第108条第3項」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成19年12月26日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第37号

技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成19年12月25日  
 和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
 技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則  
 技能教育施設の指定等に関する規則(平成3年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
 第1条中「、第3条第1項及び第6条第2項」を削る。  
 第2条第1項中「昭和28年政令第340号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同項第5号中「省令第6条第1項の規定による」を削り、同条第2項第8号中「第45条の2第1項」を「第55条第1項」に改める。  
 第3条中「第3条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に改める。  
 第4条の見出し中「指定」を「追加指定」に改め、同条第1項中「省令第6条第1項」を「政令第34条第2項」に改め、「科目の」の次に「追加の」を加える。  
 第6条中「省令第4条及び第6条第1項」を「政令第33条の3、第34条第3項、第35条及び第36条第2項」に改める。  
 別記第2号様式中「技能教育施設の指定等に関する規則第6条第1項」を「学校教育法施行令第34条第2項」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成19年12月26日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第38号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成19年12月25日  
 和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則  
 和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
 第3条中「第51条の10」を「第71条」に改める。

第8条中「第48条」を「第63条」に改める。

第11条中「第12条の3及び第12条の4」を「第24条及び第25条」に改める。

第18条中「第21条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第22条の2中「第40条第1項」を「第49条」に、「同法第28条」を「法第37条」に改める。

第31条第2項中「第12条の3第3項」を「第24条第3項」に改める。

第37条第1項中「第15条第1項各号」を「第28条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。